

八潮市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会

日時：平成29年1月26日(木) 14時

八潮市役所長寿介護課地域包括ケア推進係

TEL : 048-996-2111 (内線 448)

FAX : 048-997-5445



目 次

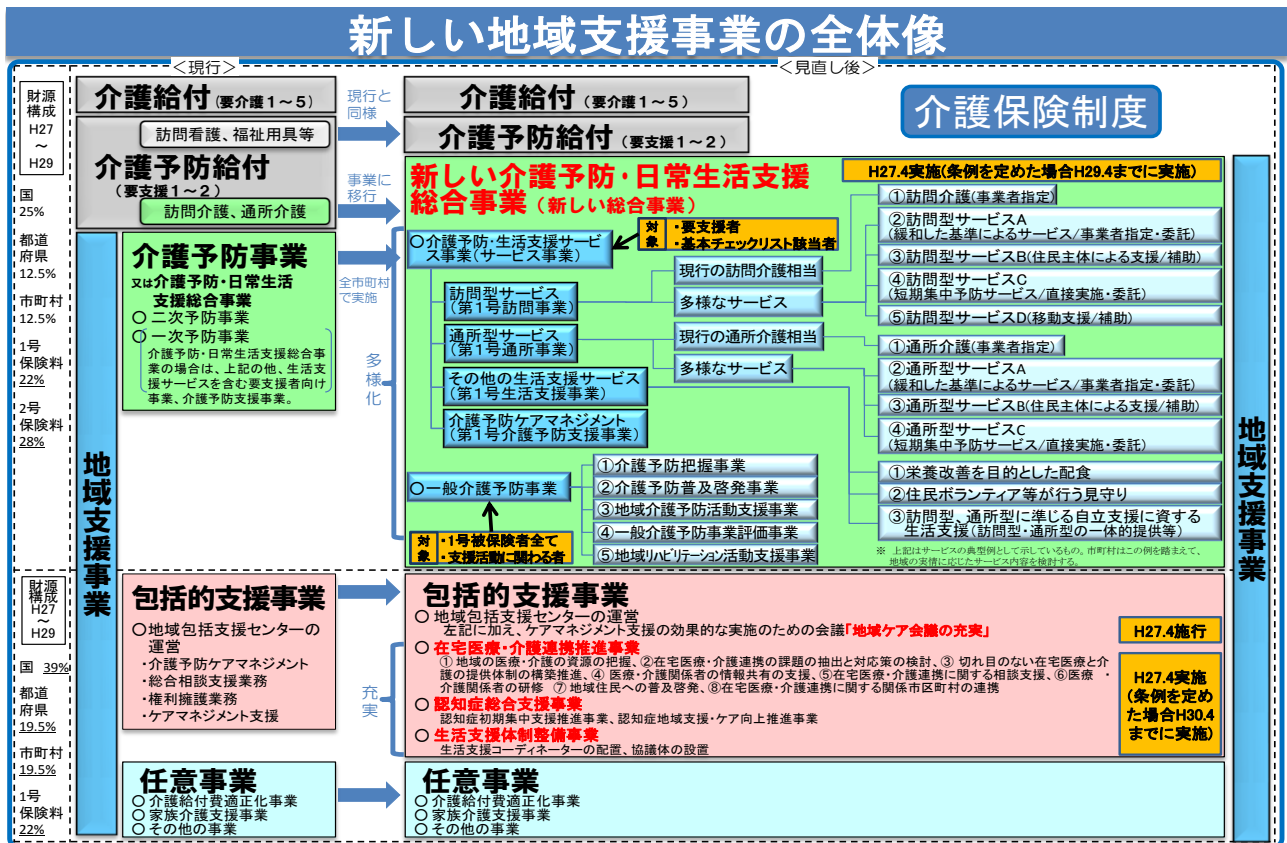
- 1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要 P 1
 - (1) 制度改正の主旨
 - (2) 総合事業により提供されるサービスの体系
 - (3) 要支援認定者と事業対象者とは

- 2 八潮市の総合事業について P 3
 - (1) 対象者
 - (2) 利用手続き
 - (3) サービスの分類
 - (4) 利用者負担
 - (5) 利用限度額
 - (6) 利用者負担の軽減制度
 - (7) 事業所の指定
 - (8) 請求方法
 - (9) 介護予防ケアマネジメント費委託料

1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

(1) 制度改正の主旨

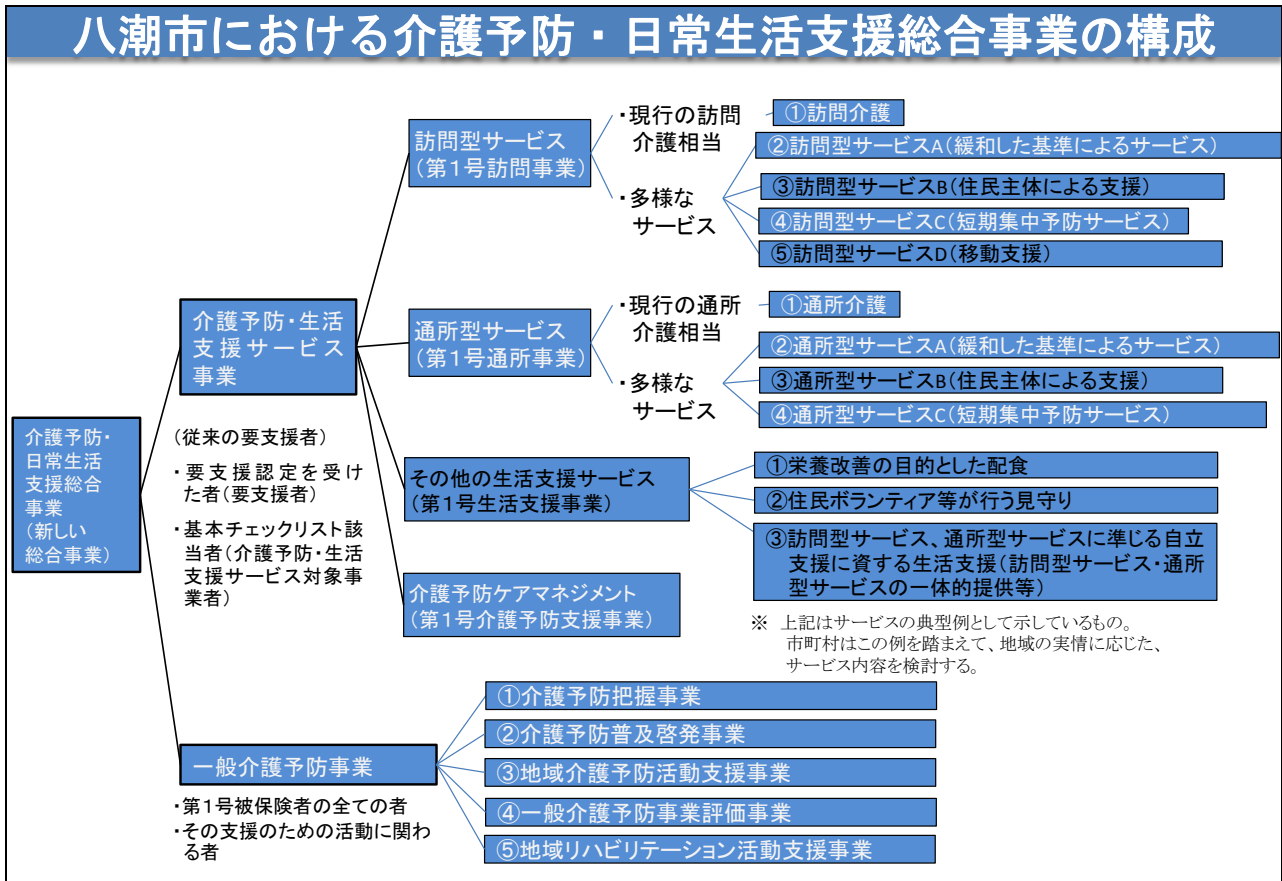
現在、介護保険制度で介護予防給付として提供されているサービスのうち、訪問介護と通所介護が地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」（以降、総合事業とする）に移行します。総合事業では、地域の実情に合わせて、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO法人やボランティア等、多様な担い手によるサービス提供により、より柔軟で効率的な支援を可能とすることができます。



専門性の高い支援は、介護のプロである介護事業所がこれからもサービスを提供することで、高齢者は安心して地域で暮らし続けることができます。少しの支援であれば、多様な担い手によるサービスを使うことができるように、担い手の幅を広げ、必要なときに必要なサービスを利用できる地域づくりを目指します！！

(2) 総合事業により提供されるサービスの体系

総合事業は、要支援認定者と事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上の方が利用できる「一般介護予防事業」で構成されています。介護予防給付から移行をする訪問介護と通所介護は、「介護予防・生活支援サービス事業」内の「訪問型サービス（第1号訪問事業）」と「通所型サービス（第1号通所事業）」にあたります。



※八潮市では白字の事業を実施予定です。

(3) 要支援認定者と事業対象者とは

要支援認定者とは、要介護・要支援認定申請をし、認定調査員による訪問調査と主治医の意見書を基に認定審査会を経て、要支援1または要支援2と認定された方のことです。総合事業のサービスの他、訪問看護や福祉用具の貸与等の介護予防給付を利用することができます。

事業対象者とは、第1号被保険者で、25項目の基本チェックリストの結果、事業対象者と判定された方のことです。総合事業のサービス以外は利用できませんが、基本チェックリストを行ったその日から事業対象者となることができます。

2 八潮市の総合事業について

八潮市では、平成29年4月1日より、総合事業を開始します。

(1) 利用者

総合事業の対象となる方は、以下の通りです。

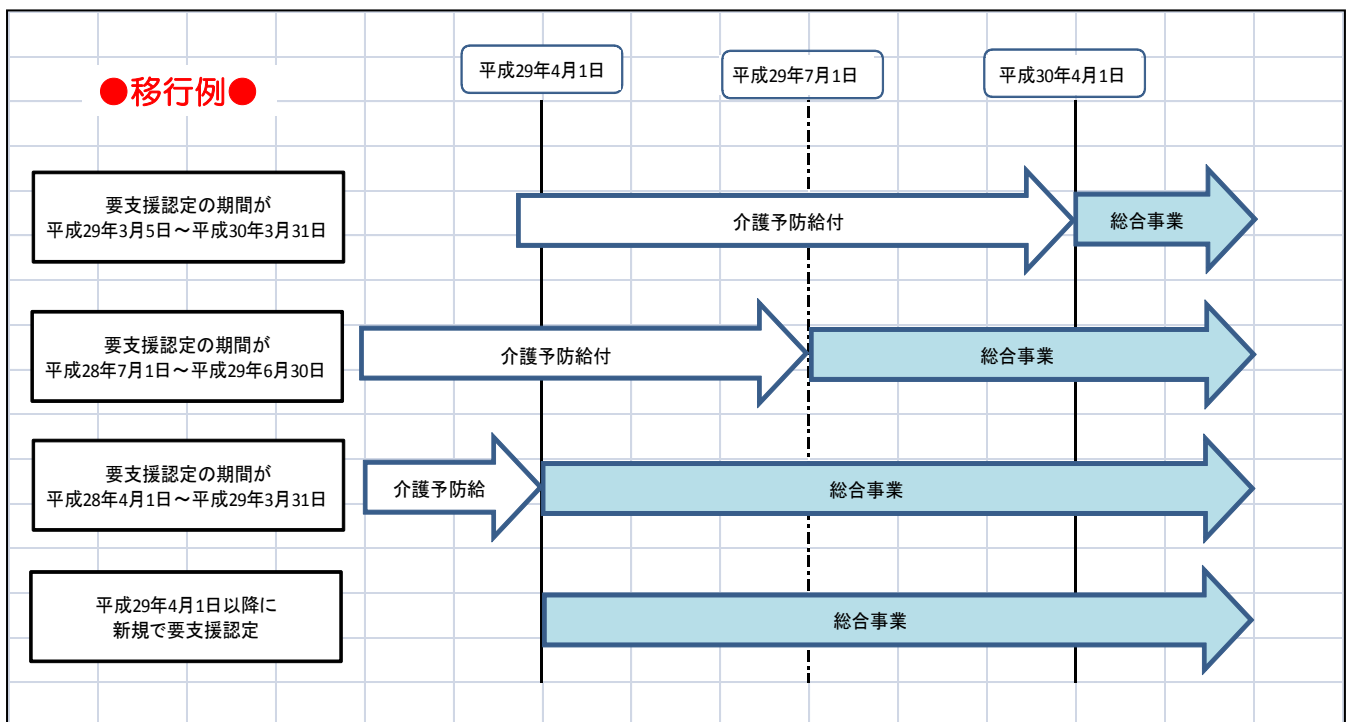
- ①平成29年4月1日以降に新規・区分変更・更新により要支援と認定された方
- ②平成29年4月1日以降に基本チェックリストにより事業対象者と判定された方

<注意！>

第2号被保険者（40歳～64歳の方）は、基本チェックリストによる判定を受けることは出来ません。

平成29年3月31日までに要支援と認定された方は、認定の有効期間内は現行の介護予防給付サービスの対象となります。

→平成29年度中は、同じサービスを提供していても、介護予防給付の方と総合事業の方が混在することになります。



要支援認定を受けている方が更新時期を迎える際には、更新のご案内と併せて総合事業のご案内を送付します。

※平成29年3月31日に有効期間が終了する方（平成29年1月送付分）から対象です。

(2) 利用手続き

現行の要支援認定を受け、介護予防サービス支援計画作成によりサービス利用をする流れの他に、更新認定を受けずに基本チェックリストを受けて、介護予防ケアマネジメントによりサービス利用をする流れが加わります。

【 新規申請 】

原則として、要支援認定を受ける必要があります。

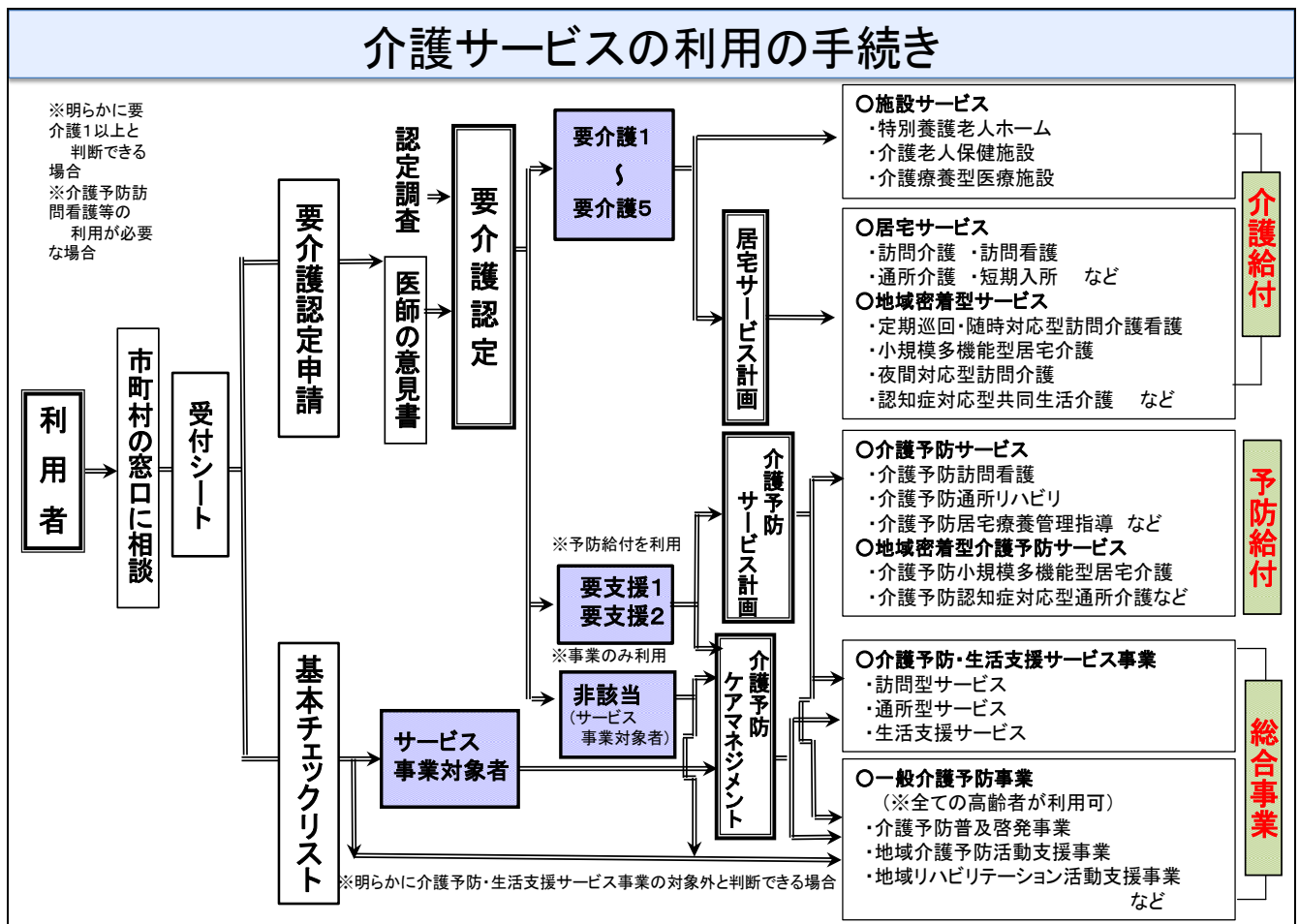
(総合事業のみの利用であり、かつ本人が希望する場合には、基本チェックリストを受けることができます。)

【 区分変更 】

要支援認定を受ける必要があります。

【 更新 】

要支援認定もしくは基本チェックリストを選択することができます。(総合事業以外のサービスを利用する場合には、要支援認定を受ける必要があります。)



(3) サービスの分類

八潮市では、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービス・通所型サービス・介護予防ケアマネジメントと一般介護予防事業を実施予定です。

<介護予防・生活支援サービス事業>

訪問型サービス	訪問介護（現行相当）	現行の介護予防訪問介護に相当するサービス。身体介護、生活援助等専門的な支援が必要な際に利用。
	訪問型サービスA （基準を緩和したサービス）	施設の指定や単価等の基準を緩和し、多様な担い手により掃除・洗濯・調理等の生活援助サービスを提供。
	訪問型サービスC （短期集中サービス）	保健師等専門職の訪問による相談・指導を短期間（おおむね3ヶ月）で集中的に行う。
通所型サービス	通所介護（現行相当）	現行の介護予防通所介護に相当するサービス。利用者の心身機能の維持向上に資する、専門的な支援が必要な際に利用。
	通所型サービスA （基準を緩和したサービス）	施設の指定や単価等の基準を緩和し、多様な担い手により、ミニデイやレクレーション活動等高齢者の居場所作りに配慮したサービスを提供。
	通所型サービスC （短期集中サービス）	短期間（おおむね3ヶ月）で集中的に運動機能向上や栄養改善等を目的としたプログラムを実施するサービスを提供。
介護予防 ケアマネジメント	介護予防 ケアマネジメントA	現行の介護予防支援に相当するサービス。専門的な支援が必要なサービスの利用者が対象。
	介護予防 ケアマネジメントB	サービス担当者会議の実施やモニタリングの回数等を柔軟に設定することができる。基準を緩和したサービスの利用者が対象。

◎介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

要支援認定者及び事業対象者のアセスメントを行い、利用するサービスを組み立てていきますが、その内容によってケアマネジメントの種類が異なります。

	介護予防給付のみ	介護予防給付と 総合事業併用	総合事業 （現行相当のみ）	総合事業 （基準緩和のみ）
介護予防支援	○	○	—	—
介護予防 ケアマネジメントA	—	—	○	—
介護予防 ケアマネジメントB	—	—	—	○

＜一般介護予防事業＞

●介護予防把握事業

●介護予防普及啓発事業

- ・介護予防健康体操教室・若返るぞ！シニア体操教室・いきいきヘルスアップ教室
- ・お口の健康教室・おいしく食べよう栄養教室・骨骨運動教室・介護予防講演会

●地域介護予防活動支援事業

- ・八潮いこい体操・介護支援ボランティア・高齢者ふれあいの家

●一般介護予防事業評価事業

●地域リハビリテーション活動支援事業

- ・八潮いこい体操や地域ケア会議へリハビリ専門職の派遣

(4) 利用者負担

利用者負担は介護予防給付の利用者負担割合と同様に、原則は1割、一定以上の所得がある方は2割とします。

また、介護保険料等の未納による給付制限等についても現行と同様とします。

(5) 利用限度額

要支援の認定を受けている方は、現行の介護予防給付の利用者限度額を適用し、介護予防給付と総合事業のサービスを一体的に利用することができます。

事業対象者と判定された方は、要支援1の利用限度額を適用します。

	利用限度額	訪問型サービス 利用回数目安	通所型サービス 利用回数目安
事業対象者 要支援1	5万30円/月 (5,003単位)	1~2回/週 (3回/週以上の利用は 要支援2の方のみ可)	1回/週
要支援2	10万4,730円/月 (10,473単位)		2回/週

(6) 利用者負担の軽減制度

現行の介護予防給付と同様に、自己負担が高額になった場合に利用者負担を軽減します。

●高額介護予防サービス費相当事業

同じ月に利用した介護サービス利用者負担の合計が限度額を超えた時に、超えた分を払い戻す制度

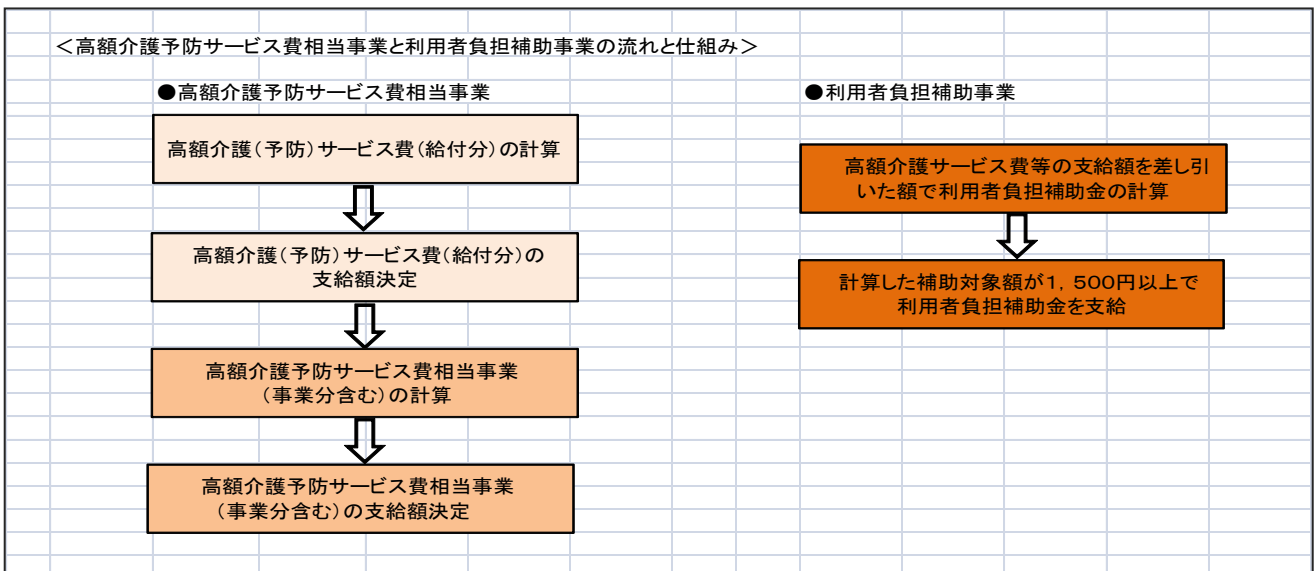
●高額医療合算介護予防サービス費相当事業

同一世帯内で介護保険と医療保険の両方を利用し、自己負担額が限度額を超えた時に、超えた分を払い戻す制度

●八潮市介護保険サービス利用者負担補助事業

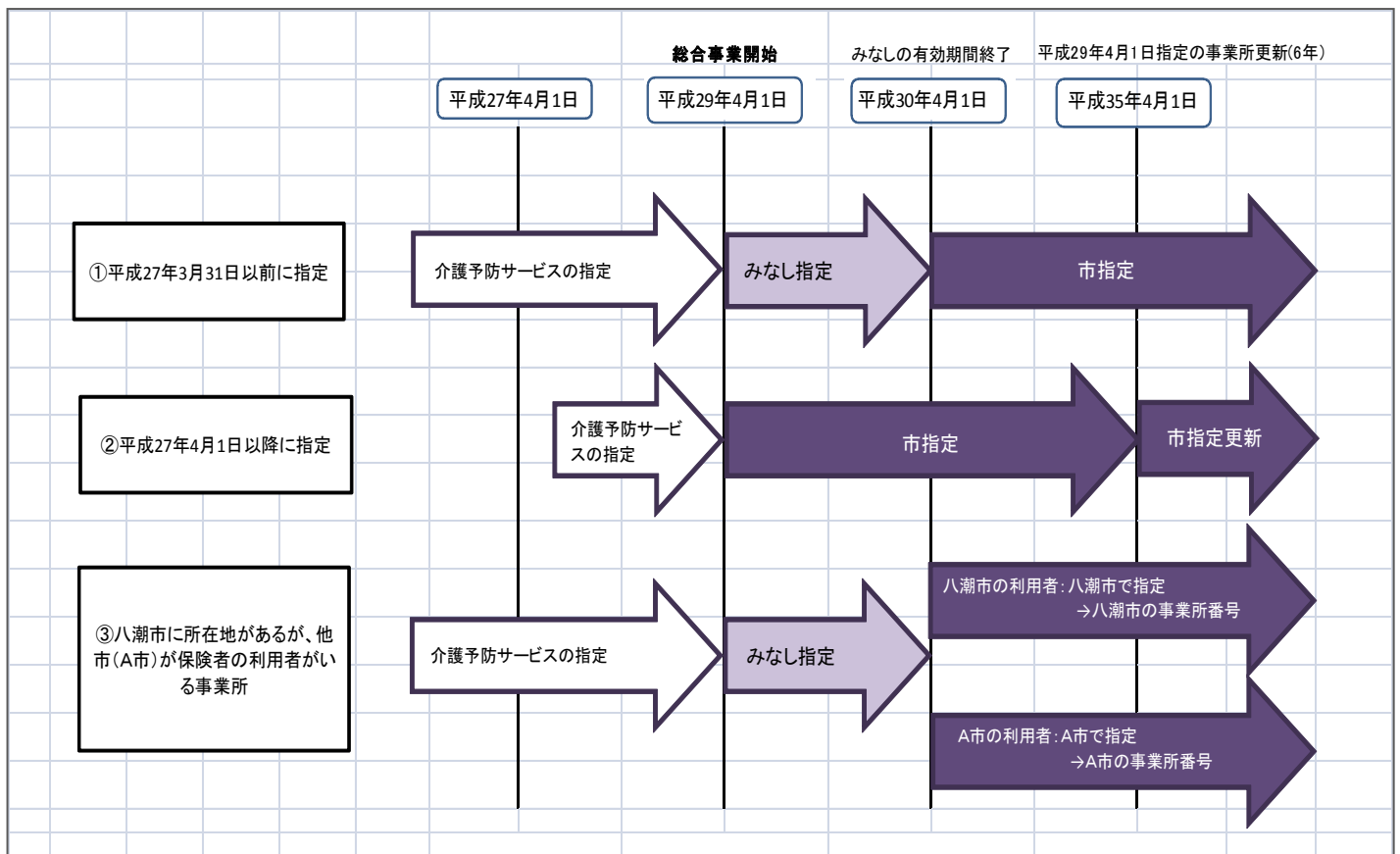
居宅介護サービスを利用した際に支払った自己負担額を補助する制度

※介護予防・生活支援サービスについては、現行相当の事業が対象となります。



(7) 事業所の指定

- ①平成27年3月31日までに「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の事業所として都道府県の指定を受けていた事業所は、総合事業移行時期である平成29年4月1日からの指定を受けたものとみなし、引き続き訪問型・通所型サービスの提供が可能です。みなしの有効期間は、平成29年4月1日～平成30年3月31日までなので、平成30年4月1日以降も総合事業のサービスを提供する場合には、有効期間内に八潮市へ指定更新の申請が必要です。
- ②平成27年4月1日以降に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の事業所として都道府県の指定を受けた事業所が訪問型・通所型サービスの提供を行う場合には、平成29年3月31日までに八潮市の指定を受ける必要があります。
- ③八潮市に事業所の所在地があるが、他市が保険者になっている利用者がある事業所が訪問型・通所型サービスの提供を行う場合には、保険者の市区町村等に指定申請をする必要があります。(みなし指定を受けている事業所はみなし有効期間終了前に、みなし指定を受けていない事業所は平成29年3月31日までに申請。)



事業所指定手続き一覧

平成29年3月31日まで（⇒みなし指定を受けている事業所は不要です）

手続き	日程	必要書類等	提出先
指定申請	平成29年3月1日まで	・指定申請書（第2号様式）及び添付書類	高齢者政策係

平成29年4月1日以降

手続き	日程	必要書類	提出先
指定申請	指定日の2月前の月の20日まで	・指定申請書（第2号様式）及び添付書類	高齢者政策係
変更	変更のあった日から10日以内	・変更届出書（第6号様式） ・変更内容がわかる書類	
廃止	廃止日の1月前まで	・廃止・休止届出書（第7号様式） ・指定通知の原本	
休止	休止日の1月前まで	・廃止・休止届出書（第7号様式）	
再開	再開後10日以内	・再開届出書（第8号様式）	
指定更新	有効期間満了月の前月の月末まで	・指定更新申請書（第4号様式）及び添付書類	

指定申請及び指定更新の申請を受理後、審査を行い、指定が決定した事業所には、指定通知書を送付します。

指定は6年間有効です。有効期間終了前に更新のご案内を送付する予定となっております。更新をご希望の場合には、有効期間内にお手続きください。（市区町村等によって指定期間等が異なりますので、手続きの詳細につきましては、当該市区町村等へお問い合わせください。）

※ 注意 ※

介護予防訪問介護、介護予防通所介護から介護予防・生活支援サービスへ移行するにあたり、事業所の運営規程、契約書、重要事項説明書等の書類整備（名称や文言の変更等）が必要となります。

(8) 請求

指定(みなしを含む)を受けている事業所は、現行と同様に、国保連合会を通して請求をすることができます。ただし、サービスコードが介護予防給付と総合事業では異なりますので、ご確認ください。(なお、報酬単位・地域単価につきましては、現行相当のサービスは、現行と同様とします。)

平成29年4月1日から平成30年3月31日までは、同じ事業所内であっても、介護予防給付のサービスコード(要支援認定の有効期間が、平成29年4月1日～平成30年3月31日の間に終了する方)と総合事業のサービスコード(平成29年4月1日以降に要支援認定を受けている方及び事業対象者と判定された方)が混在するようになるので、ご注意ください。

介護予防給付	サービスコード		総合事業	サービスコード	
訪問介護	61	⇒	第一号訪問事業	みなし指定事業所	A1
				新規事業所	A2
通所介護	65	⇒	第一号通所事業	みなし事業所	A5
				新規事業所	A6
介護予防支援	46	⇒	介護予防ケアマネジメント	AF	

平成27年4月1日以降に都道府県の指定を受けており、八潮市の総合事業の指定を受けていない事業所は、平成29年4月1日以降は、介護予防給付のサービス提供はできませんが、総合事業のサービスは提供できません。

(9) 介護予防ケアマネジメント費委託料

要支援1・2の利用者に対するケアプランの作成につきましては、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ一部業務委託が可能でした。総合事業開始後は、要支援1・2の利用者に加えて、事業対象者のケアプランについても一部業務委託が可能となります。

給付管理及び埼玉県国保連合会への請求情報伝送は、地域包括支援センターが行います。ケアプラン作成料については、市が定める割合で按分して、埼玉県国保連合会から直接居宅介護支援事業所に支払いが行われる予定です。

地域包括支援センターが、埼玉県外の居宅介護支援事業所へ一部業務委託を行った場合には、埼玉県国保連合会を通じた支払いができないため、ケアプラン作成料は現行と同様に、一度地域包括支援センターに支払われ、市が定める割合で按分して、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ支払いを行います。